

令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

秋田県総務部財政課
令和4年10月14日

各地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）」の定めにより、4つの財政指標からなる「健全化判断比率」と、公営企業会計毎に算出する「資金不足比率」について、毎年度、前年度の決算に基づき算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされています。

令和3年度決算に基づく、本県の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりです。

I 健全化判断比率

1 実質赤字比率 － %

＊実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で表します。

2 連結実質赤字比率 － %

＊連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で表します。

3 実質公債費比率 14.9 %

＊実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(※)に対する比率で表します。

4 将来負担比率 229.9 %

＊将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（県債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(※)に対する比率で表します。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

Ⅱ 資金不足比率

資金不足比率 — %

※対象会計：電気事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、工業団地開発事業特別会計、能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計、港湾整備事業特別会計、秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計の計7会計。

*資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、当該公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率で表します。

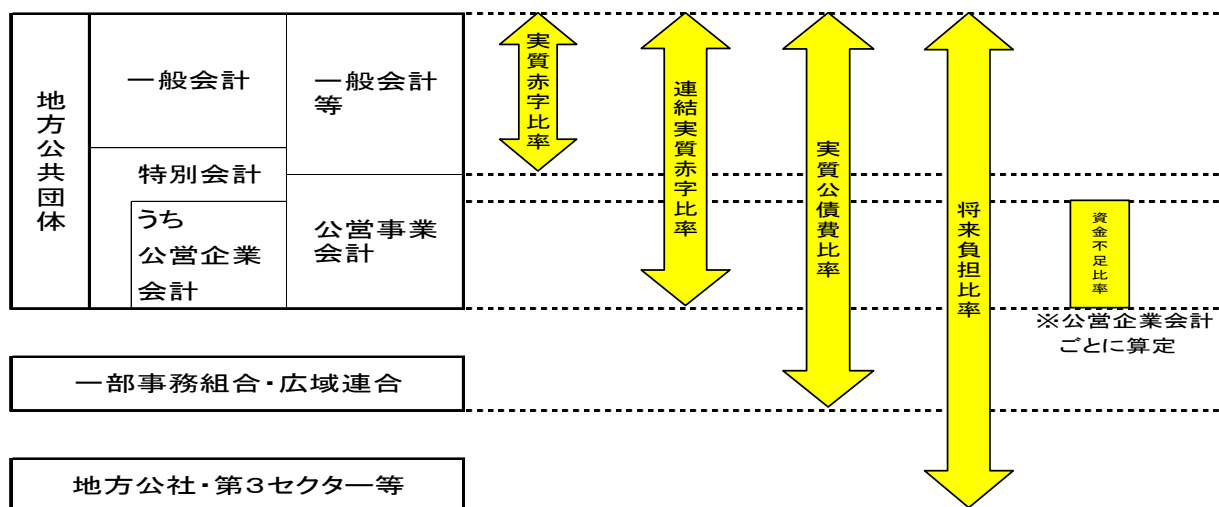
Ⅲ 制度の概要

(1) 健全化判断比率に係る早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	道府県:3.75% 市区町村:財政規模に応じ11.25%~15%	道府県:5% 市区町村:20%
連結実質赤字比率	道府県:8.75% 市区町村:財政規模に応じ16.25%~20%	道府県:15% 市区町村:30%
実質公債費比率	都道府県・市区町村:25%	都道府県・市区町村:35%
将来負担比率	都道府県・政令市:400% 市区町村:350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

(2) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると次のとおりです。



(3) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、次のとおりです。

